

高額療養費制度及び医療費の自己負担限度額について

(令和8年6月版)

- ・高額療養費制度とは、高額な医療費が発生した際に、限度額を超える支払いが免除される制度です。(入院時の食事代や保険適用外の室料差額等は、別途自己負担となります)
- ・高額療養費制度をご利用の際は、マイナンバーカードの保険資格確認時に限度額適用認定情報の取得に同意していただくか、資格確認書を提示される際に窓口にてお申し出ください。資格確認書に限度額認定区分が記載されていない場合、オンライン資格確認システムにより、当院が限度額適用認定情報の確認を行います。
- ・当院の請求書についてご不明な点は、医事課入院担当にお問い合わせください。
- ・高額療養費制度についてご不明な点は、各保険者にお問い合わせください。

【自己負担限度額】 (食事療養費は、提供した食数分請求させていただきます)

- ・診療報酬改定により、令和8年6月より食事代が下記の通り変更となります。
- ・厚生労働省による高額療養費制度見直しにより、令和8年8月及び令和9年8月に限度額引き上げとなります。

(下記の表は令和9年7月までの限度額を記載しております)

【70歳以上の方】

所得区分		令和8年6月～7月まで		令和8年8月～令和9年7月まで		食事 (1食につき)
		月額自己負担限度額〈多数該当〉 ≪外来特例(70歳以上)≫	月額自己負担限度額〈多数該当〉 ≪外来特例(70歳以上)≫	年間上限		
現役並み	Ⅲ 年収 1,160万円以上	252,600円+(医療費-842,000円) ×1%〈140,100円〉≪-≫	270,300円+(医療費-901,000) ×1%〈140,100円〉≪-≫	168万円	550円 (指定難病の方は 330円)	
	Ⅱ 年収約 770万～約 1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円) ×1%〈93,000円〉≪-≫	179,100円+(医療費-597,000) ×1%〈93,000円〉≪-≫	111万円		
	Ⅰ 年収約 370万～約 770万円	80,100円+(医療費-267,000円) ×1%〈44,400円〉≪-≫	85,800円+(医療費-286,000) ×1%〈44,400円〉≪-≫	53万円		
一般	年収 156万～約 370万円	57,600円〈44,400円〉≪18,000円、年 14.4万円≫	61,500円〈44,400円〉≪22,000円、年 21.6万円≫	53万円 ※1		
低所得者	Ⅱ 住民税非課税	24,600円≪8,000円≫	25,700円〈24,600円〉≪11,000円、年 9.6万円≫	29万円	270円 [220円※2]	
	Ⅰ 住民税非課税	15,000円≪8,000円≫	15,700円≪8,000円≫	18万円	130円	

【70歳未満の方】

所得区分		令和8年6月～7月まで		令和8年8月～令和9年7月まで		食事 (1食につき)
		月額自己負担限度額〈多数該当〉	月額自己負担限度額〈多数該当〉	年間上限		
区分ア 年収約 1,160万円以上		252,600円+(医療費-842,000円) ×1%〈140,100円〉	270,300円+(医療費-901,000) ×1%〈140,100円〉	168万円	550円 (指定難病の方は 330円)	
区分イ 年収約 770万～1,160万円		167,400円+(医療費-558,000円) ×1%〈93,000円〉	179,100円+(医療費-597,000) ×1%〈93,000円〉	111万円		
区分ウ 年収約 370万～約 770万円		80,100円+(医療費-267,000円) ×1%〈44,400円〉	85,800円+(医療費-286,000) ×1%〈44,400円〉	53万円		
区分エ 年収約 370万円以下		57,600円〈44,400円〉	61,500円〈44,400円〉	53万円 ※3		
区分オ 住民税非課税		35,400円〈24,600円〉	36,900円〈24,600円〉	29万円		270円 [220円※2]

- ※1 「～約 200万円(健保:～15万円以下、国保・後期:28万円未満)」区分に該当することが確認できた方は、年間上限 41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い
- ※2 直近 12か月の入院期間が 90日を超え、別途申請手続きをされた場合
- ※3 「～約 200万円(健保:～15万円以下、国保:86万円未満)」区分に該当することが確認できた方は、年間上限 41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い